

# 令和7年度

# 住民税(市・県民税)の申告は2月17日(月)～3月17日(月)

住民税(市・県民税)の算出に必要な所得・控除の状況を申告する手続きです。適正な申告が行われないと、住民税の算出のほか、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の算出など、さまざまな行政サービスに影響が及びます。期限内の申告をお願いします。

日時 2月17日(月)～3月17日(月)  
(土日祝を除く)  
9:00～11:30、13:00～16:00

場所 市役所東第二分庁舎 1階

問 税務課市民税係 ☎022-355-5914



## 申告が必要な方

- ① 2カ所以上から給与収入がある方
  - ② 給与収入が1カ所で、そのほかにも収入がある方
  - ③ 公的年金等の収入以外にも収入がある方
  - ④ 給与、公的年金以外の所得(営業、不動産など)がある方
  - ⑤ 課税対象の収入がない方で、どなたの扶養親族にもなっていない方または市外在住の方の扶養親族になっている方
- ※①～④は、金額の大小を問いません

## 申告が不要な方

- ① 所得税の確定申告を行う方
- ② 1カ所からの給与収入のみで、勤務先で年末調整をし、ほかに追加する控除がない方
- ③ 公的年金等の収入が400万円以下でそのほかの収入がなく、源泉徴収票に記載されている控除以外に追加する控除がない方
- ④ 課税対象の収入がなく、市内在住者の扶養親族になっている方

## ★インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の対策にご協力ください

- 申告会場の待合スペースが限られておりますので、必要最小限の人数でお越しください。
- 申告会場への来場が困難な場合は、税務課市民税係までご相談ください。
- 住民税の申告は、インターネット(e-tax)での申告に対応しておりません。

## 地区ごとの申告日程

2 月		
日(曜)	午前(9:00～11:30)	午後(13:00～16:00)
17(月)	後楽町	権現堂、向ヶ丘
18(火)	西玉川町、母子沢町	錦町、花立町
19(水)	杉の入1・2丁目	杉の入3・4丁目、字杉ノ入裏 新浜町1～3丁目
20(木)	袖野田町、玉川1丁目	玉川2・3丁目
21(金)	越の浦1・2丁目 青葉ヶ丘、字石田	石堂、白萩町、東玉川町
25(火)	字伊保石、千賀の台1丁目	千賀の台2・3丁目
26(水)	旭町	梅の宮
27(木)	貞山通1～3丁目、中の島 港町1・2丁目、舟入1・2丁目	予備日
28(金)	栄町、月見ヶ丘、泉沢町	浦戸地区、塩釜市漁業協同組合 宮城県漁業協同組合塩釜地区支所

3 月		
日(曜)	午前(9:00～11:30)	午後(13:00～16:00)
3(月)	尾島町、海岸通	新富町
4(火)	清水沢1丁目	今宮町、長沢町、字長沢
5(水)	清水沢2丁目	桜ヶ丘、野田、南錦町
6(木)	清水沢3丁目	赤坂、白菊町
7(金)	清水沢4丁目、字庚塚	泉ヶ岡、香津町 佐浦町、南町
10(月)	大日向町	牛生町、芦畔町
11(火)	西町、宮町、本町、一森山	予備日
12(水)	松陽台1・2丁目	松陽台3丁目、藤倉1丁目
13(木)	小松崎、みのが丘	藤倉2丁目
14(金)	北浜1～4丁目	藤倉3丁目、楓町1～3丁目
17(月)	予備日	

日ごとの来場者数に極端な差が生じないように、地区ごとに申告日を指定しています。指定日に都合がつかない方に予備日を用意していますが、混雑が予想されますので指定日の来場にご協力ください。

## 申告に必要な書類の一例

書類の不足や不備などがあると、受け付けできない場合があります。

①市役所または税務署からの案内ハガキ、封書（届いている方）	
②申告者本人のマイナンバーカード ※通知カードの場合は、運転免許証などの「身元確認書類」が別途必要 （代理人が申告手続きを行う場合は、委任状の提出並びに代理人の本人確認書類の提示をお願いします）	
③収入を証明するもの（令和6年1月1日～令和6年12月31日分）	
○給与所得、公的年金などの源泉徴収票、または、雇用主からの給与支払証明書 ○事業収入、不動産収入などが分かる帳簿や経費などの領収書（事前に収支内訳の計算をしてください） <b>領収書などの書類だけでは申告はできません。あらかじめ収支の計算をお願いします</b>	
④控除を証明するもの（令和6年1月1日～令和6年12月31日分）	
医療費控除	○医療費控除の明細書 ※事前に明細書を作成のうえ提出してください ※上記明細書の添付書類として、医療費通知が使用可能(注①) ※所得金額が200万円未満の方は、医療費が10万円未満でも控除対象となる場合があります なお、医療費控除は、自己負担した医療費そのものが戻る制度ではありません
セルフメディケーション税制の医療費控除の特例	○セルフメディケーション税制の明細書 ○予防接種・各種健診(検診)の領収書または結果通知表 ※医療費控除制度の併用不可。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください
社会保険料控除	○領収書や「納付済額のお知らせ」など、納付額が確認できるもの ※年金から天引きされた額は、源泉徴収票に記載されています
生命保険料控除 地震保険料控除	○控除証明書 ○納付額証明書
配偶者(特別)控除 扶養控除	○配偶者および扶養親族の所得が分かるもの ○配偶者および扶養親族のマイナンバーが確認できる書類
障害者控除	○障害者手帳など各種手帳 ○障害者控除対象者認定書（注②）
寄附金控除	○領収書(証明書)など 「ふるさと納税ワンストップ特例」の適用に関する申請書を提出された方が申告を行う場合は、あらかじめふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要があります
⑤申告者本人名義の金融機関の口座番号が分かる通帳やキャッシュカードなど（所得税の還付金が発生する方） ※公金受取口座への振込を希望される場合は不要です。	

注① 国民健康保険または後期高齢者医療保険の加入者で、医療費通知の再発行を希望する方は、下記まで問い合わせください。

**問** 国民健康保険 ▶ 保険年金課給付年金係(本庁舎1階) ☎022-355-6503  
後期高齢者医療保険 ▶ 保険年金課医療係(本庁舎1階) ☎022-355-6519

注② 要介護者を障害者控除の対象とするための認定書を希望する方は、下記まで問い合わせください。  
ただし、身体障害者手帳1・2級を交付されている方は不要です。

**認定要件**：令和6年12月31日時点で要介護1～5の認定を受けている方  
(特別障害者、障害者控除のどちらに該当するかは、発行時にご案内します)

**問** 高齢福祉課介護保険係(壱番館庁舎1階) ☎022-364-1204

## 塩釜税務署(マリゲート塩釜会場)での申告

塩釜税務署で受け付けする申告(下記のいずれかに該当するもの)

- 令和6年分(令和6年1月1日～12月31日)よりも前の年分の申告
- 譲渡収入(土地、建物、株式などを売却して得た収入)の申告
- 上場株式などの配当の申告
- 住宅借入金等特別控除(初回)の申告
- 雑損控除の申告
- 青色申告
- 準確定申告(亡くなられた方の申告)
- 消費税申告
- 令和7年1月1日現在、塩竈市に住民登録がない方の申告

申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

入場整理券は、LINEから事前に発行するもの(事前発行可能期間あり)と、当日会場で配付するものがあります。

※当日配布は、状況に応じて後日の来場をお願いすることがあります。

～確定申告は、ぜひご自宅から!!～

申告書作成会場は大変混雑するため、スマホまたはパソコンとマイナンバーカードを利用して、自宅からe-Taxにより、24時間申告することができます。ぜひご利用ください。

申告書の作成は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

確定申告書等作成コーナー▶



**問** 塩釜税務署 ☎022-362-2151